

松崎町松崎地区における
津波対策の方針

令和6年3月
静岡県・松崎町

目 次

- 1 はじめに
- 2 地区協議会意見のまとめ（津波対策の基本方針案）
- 3 「松崎町津波防災地域づくり推進計画」における基本方針
- 4 津波対策の方針（結論）

（参考資料）

- 参 1 検討経緯
- 参 2 主なソフト対策
- 参 3 松崎町松崎地区津波避難地図

1 はじめに

静岡県では、津波の到達時間が短く、沿岸域に人口や資産が集中していることから、甚大な津波被害が想定されています。このため、地域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策を「静岡方式」と称し、市町と協働で検討し、ハード対策（施設整備）とソフト対策（避難対策）を組み合わせ、津波被害の防災・減災を図ることとしています。

特に伊豆半島沿岸では、変化に富んだ入り江毎に人々の暮らしがあり、津波対策が観光や漁業等へ影響を与えることが懸念されるため、本県では10市町を50地区に細分化し、住民等の参画を得ながら、取り組むべき津波対策の方向性を検討することにより、地区の津波に対する安全度を向上させることとしています。

当地区では、地元町内会や関係機関・団体等の代表者で「松崎町津波対策検討会 松崎地区協議会」を組織し、利害の異なる関係者間で話し合いを重ねることで、お互いに理解し合い、地区として最良であると考えられる津波対策を検討してきました。

平成30年10月には、当地区についてハード対策を進めるという方針を報告する「松崎町松崎地区の津波対策の方針〈中間報告〉」を公表しました。

ソフト対策及び各地区のハード整備の詳細については、松崎町が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波防災地域づくり推進計画策定の中で検討を行い、令和2年5月に「松崎町津波防災地域づくり推進計画」を公表しました。

今回、静岡県及び松崎町は、この「松崎町松崎地区における津波対策の方針〈中間報告〉」及び「松崎町津波防災地域づくり推進計画」を尊重し、地区の実情を踏まえた総合的な津波対策の方針である「松崎町松崎地区における津波対策の方針」を策定しました。

静岡県及び松崎町は、今後、本方針に基づき津波対策を推進していきます。なお、本方針に記載の事業の実施にあたっては、予算の確保を含め、国その他関係機関等との調整を踏まえ実施していきます。

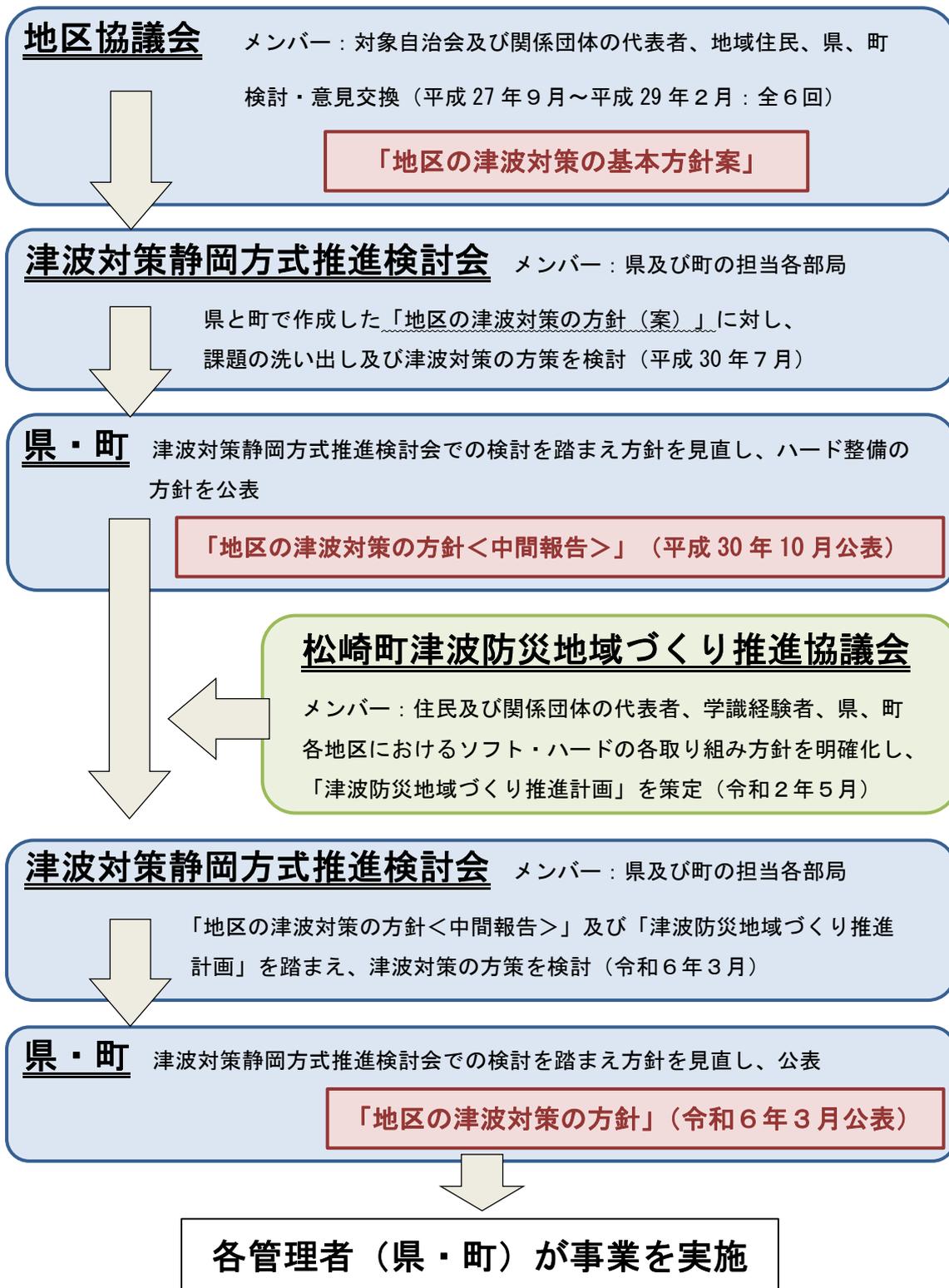


図 松崎地区の津波対策の検討フロー

2 地区協議会意見のまとめ

松崎町松崎地区における津波対策の基本方針案

- あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に備え、住民や観光客等の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置づけ、避難を後押しするソフト対策を推進する。
- 比較的発生頻度の高いレベル1津波に対しては、津波対策施設の整備を実施する。ただし、施設整備にあたっては、観光業を中心とする当地区の特徴に配慮した構造、外観とする。
- 防潮堤等の高さを超える津波に対しては、避難によって命を守るため、「松崎町津波避難計画」を基本として対策を実施する。
- これらの津波対策については、将来のまちの姿を描きながら、その方向性に逸することの無いよう、地区・県・町・関係機関が協力して実施していくとともに、今後も継続してソフト対策等を検討していく。

なお、静岡県地震津波被害想定等が見直された場合は、上記基本方針案についても、適宜見直すものとする。

3 「松崎町津波防災地域づくり推進計画」における基本方針

松崎町松崎地区における津波対策の方針に係る部分の抜粋

- 基本方針1 ソフト対策の充実による円滑な避難の確保
最大クラス（レベル2）津波に対し、住民や観光客の迅速かつ主体的な避難を最重要な対策と位置付け、「松崎町津波避難計画」に基づく避難を後押しするソフト対策を充実させ推進する。
- 基本方針2 地域の特性に配慮した津波防護ラインの構築
観光業を中心とする当町においては津波対策施設の整備を実施するにあたっては、地域の特性に配慮した構造、外観とする。
＜松崎地区の取組方針＞
静岡県（那賀川河川管理者および松崎港海岸管理者）は、松崎地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当地区の特性に配慮した構造、外観とする。
レベル1 必要堤防高（※）は、T. P. +11. 0mではあるが、当地区の景観等に配慮し、T. P. +7. 5mの施設整備高で当面整備を行う。
- 基本方針3 津波への備え・意識啓発
- 基本方針4 災害に強いまちづくり
- 基本方針5 速やかな復旧・復興
※必要天端高てんぼだかと同義

4 津波対策の方針（結論）

静岡県と松崎町は、松崎町津波対策松崎地区協議会でとりまとめた「松崎町松崎地区における津波対策基本方針案」及び松崎町津波防災地域づくり推進協議会でとりまとめた「松崎町津波防災地域づくり推進計画」をもとに、「松崎町松崎地区の津波対策の方針」を作成しました。

松崎町松崎地区の津波対策の方針

1) 避難について

- ・ 静岡県と松崎町は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に対し、住民や観光客等の迅速かつ主体的な避難を最重要の対策と位置付け、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023」、「松崎町津波防災地域づくり推進計画」、「松崎町津波避難計画」に基づき、安全な避難路整備や津波避難タワーの整備等の避難を後押しするソフト対策を推進する。
※主なソフト対策の内容については、参考資料2を参照。

2) 施設整備について

- ・ 松崎町松崎地区では、比較的発生頻度が高いレベル1津波に対応する必要天端高（てんぼだかT.P. +11.0m）に対し、地区の合意が得られた施設整備高（地震動による沈下後でT.P. +7.5m）により津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当地区の特性、海岸線の景観や利用に配慮した構造、外観とする。
- ・ なお、施設整備高を超える津波に対しては、「静岡方式」の基本理念に基づき、ハード対策とソフト対策を組合せ、地域の実情に応じた津波対策を推進する。

3) その他

- ・ これら津波対策は、松崎地区、静岡県、松崎町及び関係機関が協力し、着実に実施していくとともに、今後も新たなソフト対策等を検討し、避難対策の充実を図る。
- ・ 静岡県の地震津波被害想定等が見直された場合は、この方針についても適宜見直す。

(参 考 资 料)

参 1 検討経緯

松崎地区では地区協議会設置に先立ち、平成 27 年 9 月 5 日に松崎町で津波シンポジウムが開催されました。平成 27 年 9 月 29 日に第 1 回の「松崎町津波対策松崎地区協議会」を開催し、会長を宮内区長、副会長を東区長としました。

合計 6 回の地区協議会と 2 回の関係者説明会を開催し、津波対策についてハード・ソフトの両面から検討を行い、最終の第 6 回で事務局から「〔松崎町〕津波対策検討会 松崎地区協議会における津波対策について（まとめ）（案）」を掲示し、その後の地区総会を経てハード対策についての了承を得ました。

地区協議会が取りまとめた「松崎地区の津波対策の基本方針（案）」に基づき、「津波対策静岡方式推進検討会」において津波対策の方針を検討し、平成 30 年 10 月には、当地区についてハード対策を進めるという方針を報告する「松崎町松崎地区の津波対策の方針＜中間報告＞」を公表しました。

ソフト対策及び各地区のハード整備の詳細については、松崎町が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波防災地域づくり推進計画策定の中で検討を行い、令和 2 年 5 月に「松崎町津波防災地域づくり推進計画」を公表しました。

この推進協議会において、地区のレベル 1 津波必要堤防高は T. P. +11. 0m であるが、防災だけでなく景観等の観点から望まれる防護レベルを意見交換した結果、T. P. +7. 5m で整備することで合意しました。

・地区協議会

① 構成

会長	宮内区長
副会長	東区区長
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・対象自治会（全 13 区）の代表者（区長、区選任の区民）、観光協会、漁協、消防団、商工会、PTA、町議会議員、公募委員 ・松崎町（産業建設課、企画観光課、総務課） ・静岡県（下田土木事務所、賀茂振興局）
事務局	静岡県下田土木事務所企画検査課、松崎町産業建設課

② 開催状況（出席者に松崎町・静岡県関係者は含まない）

回	開催日 場所	出席者	概要
1	H27. 9. 29 松崎町環境改善センター 文化ホール	37 名	<ul style="list-style-type: none"> ・津波について（2 地区合同） ・地区協議会の目的と津波対策検討の進め方について
2	H27. 10. 24 松崎町環境改善センター 研修室	14 名	<ul style="list-style-type: none"> ・松崎地区における津波防護施設の検討 ・まちあるき（海岸線現地調査） ・ワークショップ

3	H27. 12. 20 松崎町環境改善センター 2階会議室	25名	・ 前回は踏まえた新たなハード対策案の説明 ・ ワークショップ
4	H28. 2. 21 松崎町環境改善センター 2階会議室	14名	・ 前回質問事項回答 ・ ワークショップ
5	H28. 7. 13 松崎町環境改善センター 2階会議室	14名	・ アンケート結果について ・ 施設整備の方向性について
6	H29. 2. 12 松崎町環境改善センター 2階会議室	14名	・ アンケート結果について



地区協議会（講習）状況



地区協議会（ワークショップ）状況



現場に整備イメージを提示

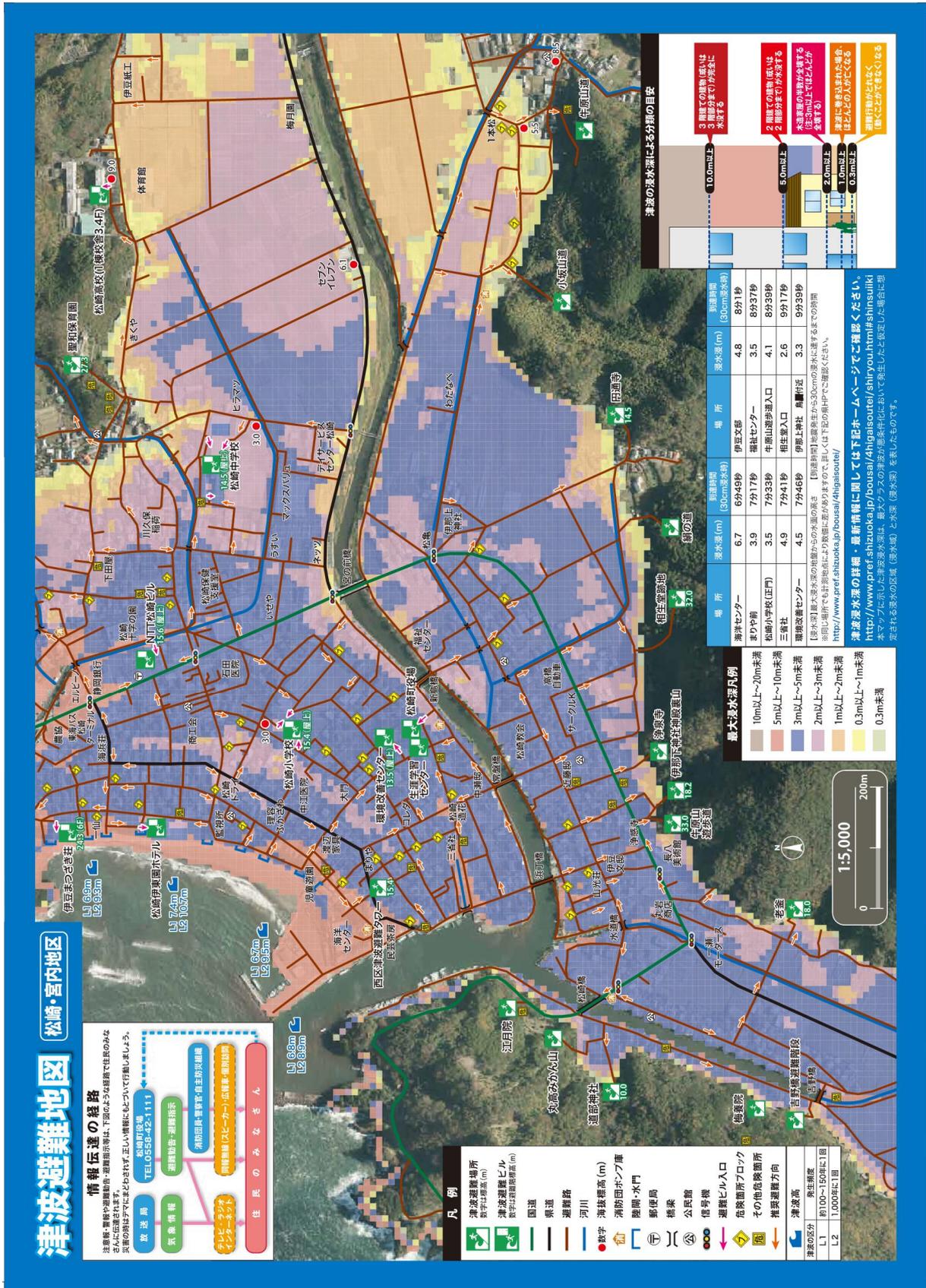


防災地域づくり推進協議会 状況

参2 主なソフト対策（松崎町津波防災地域づくり推進計画より）

事業・事務名	実施内容
防災行政無線整備事業	防災行政無線の整備（難聴地区の解消）
情報伝達の手段の確保	防災メール、SNS、町HP等の活用
避難路整備事業	安全な避難路の整備（手すり設置、段差解消含）
住宅耐震化補助事業	住宅の耐震化の促進 （耐震診断・耐震補強）
家庭内の地震対策促進事業	家具の固定等転倒防止、ガラスの飛散防止等の促進
ブロック塀等の耐震化促進事業	ブロック塀の撤去・改善・耐震補強の促進
空家対策の強化	空家等対策計画を策定し、特定空家等対策の促進
津波避難路標識整備事業	津波避難路誘導標識、海拔高さの表示等を整備
	観光客に配慮した避難サポートマップの作成
津波避難路街灯整備事業	停電対応の街路灯を整備し、夜間避難環境を改善し、安全な避難体制の構築を図る
津波避難場所整備事業	安全で避難しやすい津波避難場所の整備を推進する （食料、電源の確保等含）
津波避難施設整備事業	津波避難タワーの整備
	津波避難ビルの指定
	救命艇、津波避難シェルター等の整備
	人工高台（津波避難マウント）の整備

参3 松崎町松崎地区津波避難地図



情報伝達の経路

注意報・警報や避難勧告・避難指示等は、下図のような経路で住民のみなさんに伝達されます。
災害の時はスマホにまでおまかせ、正しい情報にもとじて行動しましょう。

放送局
松崎町役場 TEL0558-42-1111

気象情報
避難勧告・避難指示

消防団員・警察官・自主防災組織

テレビ・ラジオ
インターネット

同種無線(スピーカー)・広報車・備前誌

住民のみなさん

津波の浸水深による分類の目安

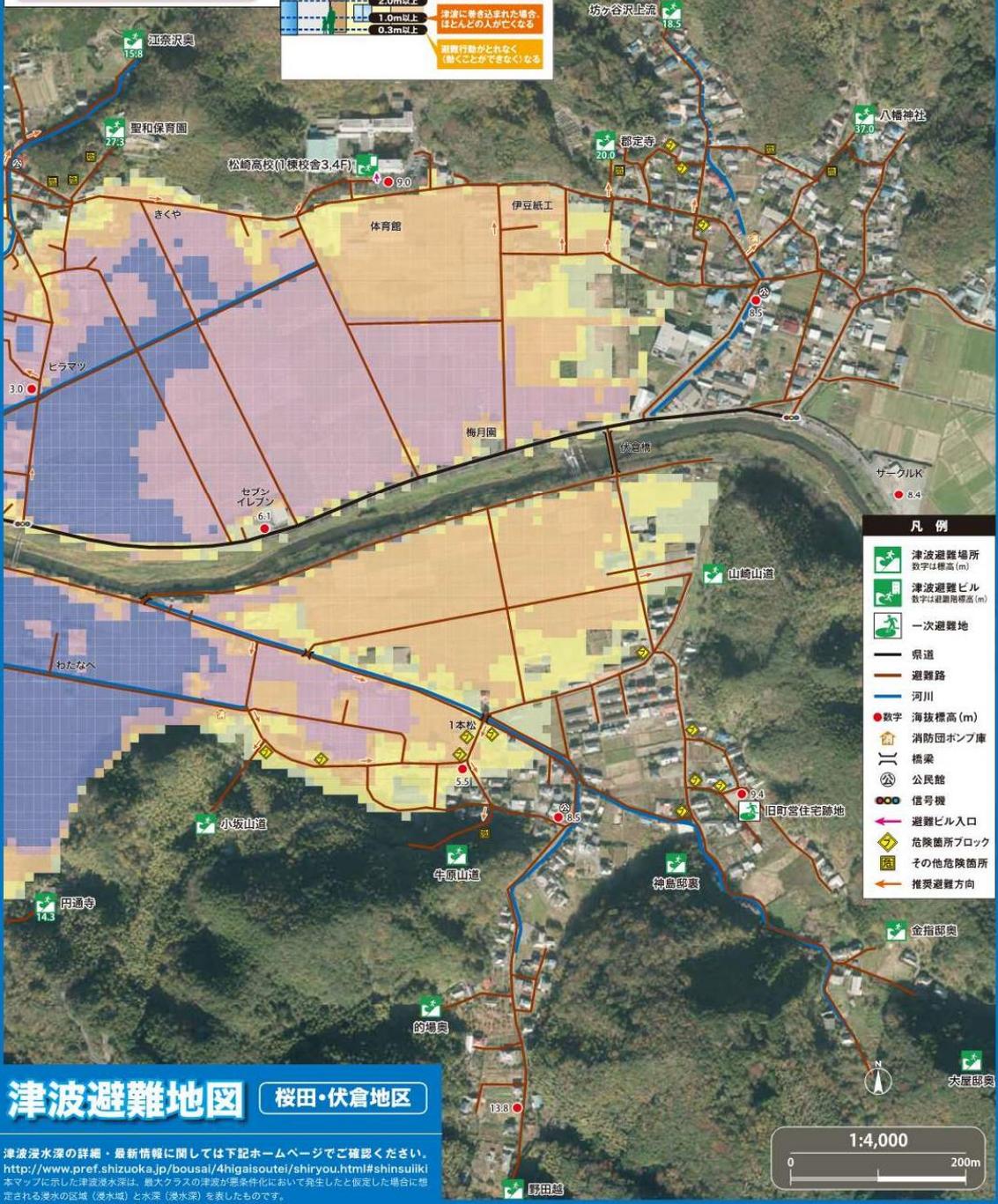
10.0m以上	3階建ての建物(或いは3階部分まで)が完全に水没する
5.0m以上	2階建ての建物(或いは2階部分まで)が水没する 水没要綱の半数が全壊する(注:3m以上ではほとんどが全壊する)
2.0m以上	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
1.0m以上	避難行動がとれなくなり(動くことができなくなる)となる
0.3m以上	

最大浸水深凡例

10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
2m以上～3m未満
1m以上～2m未満
0.3m以上～1m未満
0.3m未満

場所	浸水深(m)	到達時間(30cm浸水深時)
松崎小学校(正門)	3.5	7分33秒
松崎中学校(西側入口)	3.2	8分48秒
1-2消防ポンプ庫(伏倉)	1.7	11分41秒
松崎高校体育館	0.9	11分59秒
一本松(伏倉)	0.7	24分56秒

【浸水深】最大浸水深の地点からの水面の高さ
【到達時間】地震発生から30cmの浸水に達するまでの時間
※同じ場所でも計測地点により数値に差がありますので、詳しくは下記の県HPでご確認ください。
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/>



津波避難地図 桜田・伏倉地区

津波浸水深の詳細・最新情報に関しては下記ホームページでご確認ください。
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/shiryou.html#shinsuiki>
本マップに示した津波浸水深は、最大クラスの津波が東条沖において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水深)と水深(浸水深)を表したものです。

